定

款

株式会社グローバルインフォメーション

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社グローバルインフォメーションと称する。 英文では、Global Information, Inc. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 各業界の市場及び技術に関する調査研究資料の販売
 - 2. 市場及び技術調査の受託
 - 3. 定期刊行物の販売
 - 4. 国際会議・展示会の開催及び販売
 - 5. 海外市場調査団の企画及び実施運営
 - 6. IT システムの構築及び運用並びにそれらの受託及びコンサルティング
 - 7. IT システムに関わる要員の教育・派遣業務
 - 8. 情報機器の企画・開発・設計・試作・実験・解析・評価・製造・輸入・販売・レンタルに関わる業務
 - 9. 各種データ解析作業の受託及びコンサルティング
 - 10. 前記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査役
 - 3. 監査役会
 - 4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない 理由によって電子公告が出来ない場合には、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己 の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株 主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社にお いてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会に おいて定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は 必要あるときには随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び 連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるとこ ろに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提 供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、 当該株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - 2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。
 - 2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務 取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
 - 2. 取締役社長が事故にあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる
 - 2. 取締役及び監査役の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席し た取締役の過半数をもって行う。
 - 2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって 作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名、記名押印又は電子署名を行 う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締 役会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同 法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む)の責任を法令の範囲 内において免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金及びその他職務執行の対価として、当会社から 受け取る財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し

た監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載又は 記録し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査 役会規程による。

(監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同 法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む)の責任を法令の範囲 内において免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第42 3条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金及びその他の職務執行の対価として、当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年を1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
 - 2. 前項のほか、別途基準日を定めて、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

平成12年11月9日 改定

平成19年3月29日 改定

平成30年 3月29日 改定

平成30年8月1日改定

平成30年8月16日 改定

令和元年7月17日 改定

令和2年9月15日 改定